

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年 2月22日

住 所 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188番地

氏 名 株式会社柳田産業
代表取締役 柳田 栄喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

郡山市長 品川 萬里



許可の年月日	平成29年 2月22日	許可番号	郡 P 第 5 0 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類：木くずの破砕施設 〔 Peterson 社製 自走式木材破砕機 HC1410 型 〕 産業廃棄物の種類：木くず (このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上1種類		
設置場所	福島県郡山市逢瀬町河内字栗生27番27		
処理能力	264 t / 日 (8時間)		
許可の条件	施設の維持管理にあつては、敷地外への汚水の流出や廃棄物が飛散・流出することの無いよう対策を講ずると共に、場内の清潔の保持に努めること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ☒ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		